

全建総発第 107号
平成31年1月30日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞
〔公印省略〕

平成30年度ゼロ国債工事等に係る保証事業会社の
公共工事金融保証事業について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本会の運営につきまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年3月28日に成立した国の平成30年度当初予算においては、本年度中に工事請負契約を締結するものの、年度内に支払が行われない、いわゆるゼロ国債工事等が計上されております。

これに伴い、各保証事業会社では、国土交通省からの要請により、建設企業の年度末の資金調達の円滑化を推進するため、ゼロ国債工事等を対象に公共工事金融保証を行うこととなったことから、今般、北海道建設業信用保証株式会社、東日本建設業保証株式会社及び西日本建設業保証株式会社より、ゼロ国債工事等にかかる公共工事金融保証事業の実施について、別添のとおり案内がありました。

つきましては、貴会会員企業の皆様に周知下さいますよう、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、具体的な手続き等につきましては、各保証事業会社の支店等にお問い合わせ下さいますよう、併せてよろしくお願い申し上げます。

以 上



平成31年1月

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤晴貞 殿

北海道建設業信用保証株式会社
取締役社長 吉田義一



平成30年度ゼロ国債工事等に係る公共工事金融保証事業の実施について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、公共工事前払金保証事業につきまして格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ご承知のとおり、平成30年度当初予算により、国土交通省では公共工事の施工時期等の平準化の推進が重要であるとして、いわゆる「ゼロ国債」により効率的な執行を促進することとしております。

しかしながら、ゼロ国債工事につきましては、請負契約を締結しながら本年度前払金の支出がなされないこととなりますので、請負契約を締結した建設企業の皆様にとりましては、着工資金など工事資金の手当について関心を持たれていることと存じます。

このような情勢に鑑み、当社は、国土交通省からの「建設企業の年度末に向けた資金調達の円滑化について」の要請のもと、ゼロ国債工事等に係る公共工事の円滑な施工を確保するため、着工に要する金融機関からの融資に係る債務の保証「公共工事金融保証」を実施することといたしました。

つきましては、貴協会傘下の会員の皆様方への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては別添の「ゼロ国債工事等に係る公共工事金融保証のご案内」をご参照願います。

敬具

～ゼロ国債工事等に係る～

公共工事金融保証のご案内

平成31年1月

北海道建設業信用保証株式会社

建設企業の皆様へ

公共工事の前払金保証事業につきましては、平素よりご利用をいただき誠にありがとうございます。

さて、ご承知のとおり、平成30年度当初予算により、国土交通省では公共工事の施工時期等の平準化の推進が重要であるとして、いわゆる「ゼロ国債」により効率的な執行を促進することとしております。

しかしながら、ゼロ国債工事につきましては、請負契約を締結しながら本年度前払金の支出がなされないこととなりますので、請負契約を締結した建設企業の皆様にとりましては、着工資金など工事資金の手当について関心を持たれていることと存じます。

そこで当社は、国土交通省からの要請のもと、ゼロ国債工事等に係る公共工事の円滑な施工を確保するため、着工に要する金融機関からの融資に係る債務の保証「公共工事金融保証」を実施することといたしました。

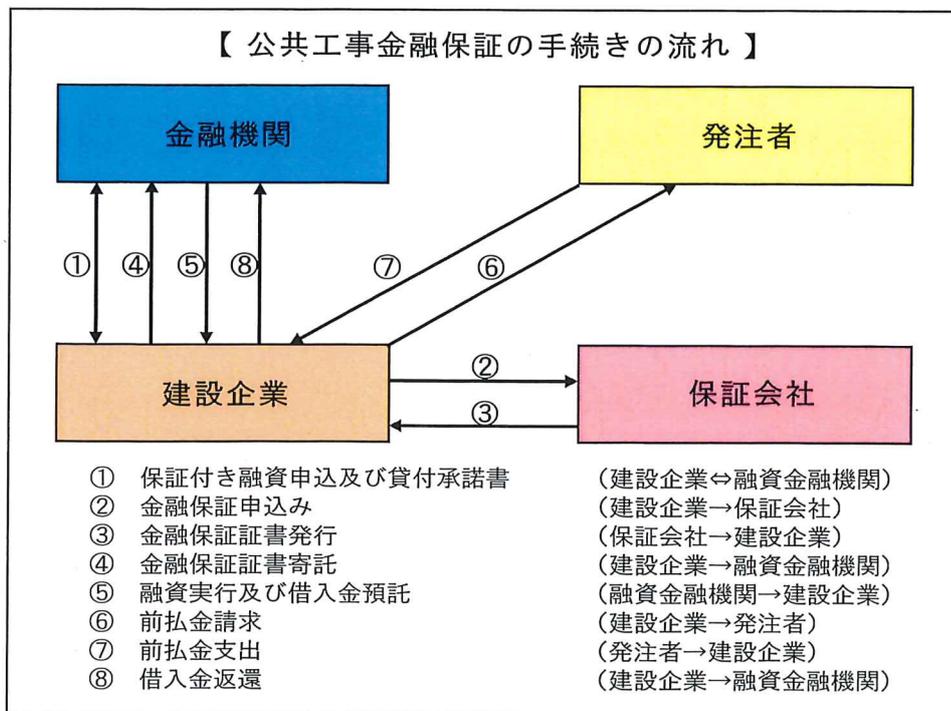
本制度が皆様のお役に立てればと存じます。

1. 公共工事金融保証事業とは

建設企業の皆様を受注した公共工事の施工に必要な資金について、金融機関から融資を受ける場合、当社がその債務を保証するものです。

2. 今回対象となる公共工事

平成30年度に国又は地方公共団体等と請負契約を締結した公共工事で、当該年度中に前払金の支出を伴わない工事が対象となります。



3. 保証の範囲

当該公共工事について、平成31年度に支出予定の前払金相当額を限度とします。

4. お申込みの前に

金融保証のご利用にあたり、以下の条件を満たしていることが必要となります。

- ① 平成31年度に前払金の支払いが予定されている工事であること。
(平成31年度の前払金を請求していただくことを確認させていただきます。)
- ② 低入札価格調査等の対象となった者と契約した工事でないこと。
- ③ 当該公共工事の施工に係る資金の融資について、当社と金融保証の業務委託契約を締結している金融機関から、当社の金融保証を条件として融資の承諾が得られること。

【ご利用の留意点】

- 本制度のご利用にあたっては、金融機関ならびに当社の審査があり、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。

5. 保証手続き

(1) 保証申込書類

- ① 公共工事保証申込書
- ② 請負契約書(写)
- ③ 借入金使途内訳明細書
- ④ 融資承諾書
- ⑤ その他必要書類

(2) 借入金の預託

借入金は、金融保証専用の普通預金口座に入金されます。

(3) 保証料率

保証料率＝日歩3厘(＝年利換算1.095%)

保証料＝(借入金額×貸付実行日から償還日までの日数×0.00003)

ただし、保証契約の際には保証契約日から保証期限までの日数で算出した額を受け取り、借入金の償還後精算いたします。

(4) 融資利率(借入金に対する金利)

金融機関所定の利率となります。

(5) 借入金の返済方法など

金融保証の締結にあたり、金融機関からの借入金の返済方法、返済計画についてご相談させていただきます。

(6) その他

ゼロ国債工事等で公共工事金融保証をご利用になられた建設企業の方も「地域建設業経営強化融資制度」のご利用が可能です。

詳しくは、当社業務部・各支店にお問い合わせ下さい。

北海道建設業信用保証株式会社

<http://www2.hokkaido-cs.co.jp/>

【お問い合わせ先】

《本社業務部》

札幌市中央区北 4 条西 3 丁目 1 番地(北海道建設会館内)
TEL(011)221-2092 FAX(011)222-7148

《旭川支店》

旭川市 5 条通 5 丁目左 10 号(旭川建設業会館内)
TEL(0166)26-0395 FAX(0166)23-9039

《帯広支店》

帯広市西 7 条南 6 丁目 2 番地(帯広建設会館内)
TEL(0155)24-5806 FAX(0155)27-1715

《東京支店》

東京都中央区八丁堀 2 丁目 11 番 8 号(平澤ビル内)
TEL(03)3553-1618 FAX(03)3553-4297

《東北支店》

仙台市青葉区二日町 2 番 15 号(二日町鹿島ビル内)
TEL(022)723-2255 FAX(022)723-2258

平成31年1月

一般社団法人 全国建設業協会

会長 近藤 晴貞 殿

東日本建設業保証株式会社

取締役社長 三澤 眞



平成30年度ゼロ国債工事等に係る
公共工事金融保証事業の実施について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社事業に格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ご高承のとおり、施工時期等の平準化の推進のため、国の平成30年度当初予算において、いわゆる「ゼロ国債」の設定が措置されております。

ゼロ国債工事については、本年度中に発注者と工事請負契約を締結するものの発注者からの前払金の支出が翌年度となるため、建設企業の皆様におかれましては、年度末の資金需要が増大するなかにあつて、工事の着手に係る資金確保に関心をもたれていることと存じます。

そこで、弊社では、ゼロ国債工事、ゼロ県債工事等を受注された建設企業の皆様を対象に、当該工事着工に要する資金の貸付を金融機関から受けられる際の債務保証（公共工事金融保証）を行うことといたしました。

つきましては、当事業の運用についてご理解いただきますとともに、貴団体傘下会員の皆様へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、当事業の概要につきましては、別添「ゼロ債金融保証のご案内」をご参照ください。

敬 具

～ 公共工事金融保証 ～
ゼロ債金融保証のご案内

ゼロ債工事の
資金調達を応援します。



平成31年1月

 東日本建設業保証株式会社

建設企業の皆様へ

平素は当社保証事業をご利用いただき、誠にありがとうございます。

ご高承のとおり、施工時期等の平準化の推進のため、国の平成30年度当初予算において、本年度中に工事請負契約を締結するものの本年度内は前払金の支出がない、いわゆるゼロ国債の設定が措置されております。

建設企業の皆様におかれましては、年度末の資金需要が増大するなかであって、工事の着手に係る資金確保に関心をもたれていることと存じます。

そこで、当社では、ゼロ国債工事、ゼロ県債工事等を受注された建設企業の皆様を対象に、当該工事着工に要する資金の貸付を金融機関から受けられる際の債務保証（公共工事金融保証）を行うことといたしました。

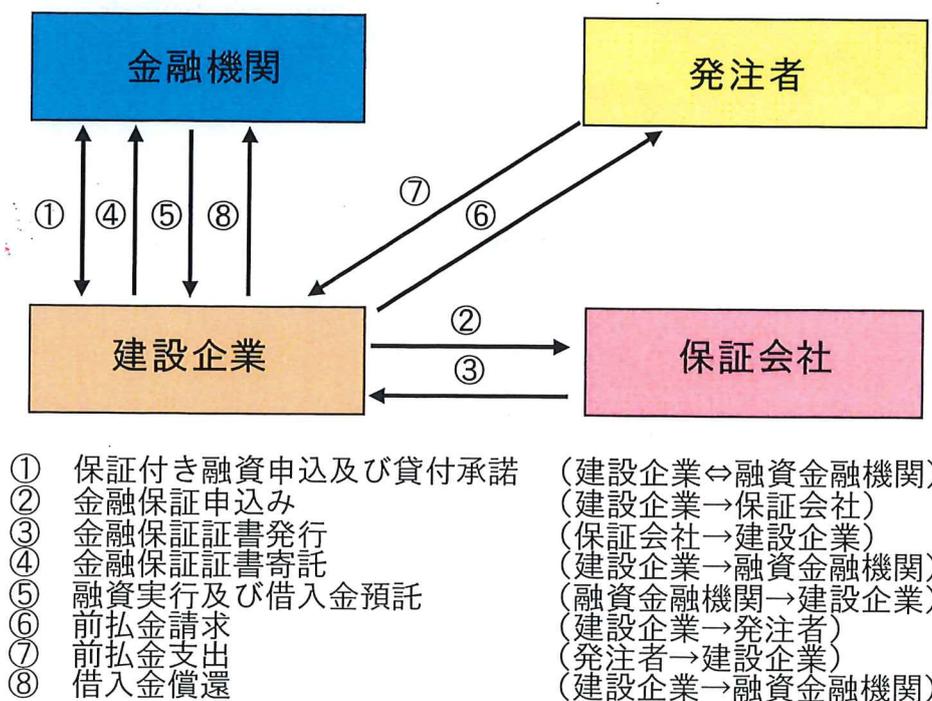
1. 公共工事金融保証とは

建設企業の皆様が受注した公共工事の施工（着工）に必要な資金について、金融機関から融資を受ける場合、当社がその債務を保証するものです。

2. 今回対象となる公共工事

平成30年度に国又は地方公共団体等と請負契約を締結した公共工事で、当該年度中に前払金等の支出を伴わない工事が対象となります。

【 公共工事金融保証の手続きの流れ 】



3. 保証の範囲

当該公共工事について、平成31年度に支出予定の前払金相当額を限度とします。

4. お申込みの前に

金融保証のご利用にあたり、以下の条件を満たしていることが必要となります。

- ① 平成31年度に前払金の支出が予定されている工事であること
(前払金の支出予定日等を確認させていただきます。)
- ② 低入札価格調査等の対象となった工事でないこと
- ③ 当該公共工事の着工に必要な資金の融資について、金融機関*から(当社の金融保証を条件として)貸付の承諾が得られること

*当社と金融保証の業務委託契約を締結している金融機関となります。
詳しくは、当社営業部・各支店までお問い合わせください。

(注) 本制度のご利用にあたっては金融機関ならびに当社の審査があり、保証金額等、お客様のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5. 保証手続き

(1) 保証申込書類

- ① 保証申込書・貸付承諾書
- ② 請負契約書(写)
- ③ 借入金使途内訳明細書
- ④ 支払先が確認できる書類(請求書、注文請書等)
- ⑤ その他当社が求める書類

・保証申込書等、当社に提出された書類に事実と異なる記載があると当社が認めた場合には、保証をお断りすることがあります。

(2) 借入金の預託

借入金は、金融保証専用の普通預金口座に入金されます。

(3) 保証料率

保証料率＝日歩3厘(二年利換算1.095% ※年365日として換算した場合)

保証料＝(借入金額×貸付実行日から償還日までの日数×0.00003)

・保証契約の際には保証契約日から保証期限までの日数で算出した額を受け取り、借入金の償還後清算いたします。

(4) 貸付利率(借入金に要する金利)

金融機関所定の利率となります。

(5) 借入金の償還方法など

金融保証の締結にあたり、金融機関への借入金の償還方法、償還計画等について確認させていただきます。(確認資料をご用意いただくことがあります。)

(6) その他

ゼロ債金融保証をご利用になられた工事も「地域建設業経営強化融資制度」のご利用が可能です(同制度を導入している発注者の工事に限ります)。

・「地域建設業経営強化融資制度」につきましても、当社営業部・各支店までお問い合わせください。

□□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□ □□□□□□□□

営業部	〒104-0032 中央区八丁堀2丁目5番1号 東京建設会館2F	TEL 03-3551-9511 FAX 0120-027-036
新宿支店	〒163-0634 新宿区西新宿1丁目25番1号 新宿センタービル34F	TEL 03-3340-2451 FAX 0120-027-158
青森支店	〒030-0803 青森市安方2丁目9番13号 青森県建設会館4F	TEL 017-722-7262 FAX 0120-027-208
岩手支店	〒020-0873 盛岡市松尾町17番9号 岩手県建設会館2F	TEL 019-624-4480 FAX 0120-027-216
宮城支店	〒980-0824 仙台市青葉区支倉町2番48号 宮城県建設産業会館3F	TEL 022-262-8531 FAX 0120-027-226
秋田支店	〒010-0951 秋田市山王4丁目3番10号 秋田県建設会館 別館	TEL 018-863-1000 FAX 0120-027-623
山形支店	〒990-0024 山形市あさひ町18番25号 山形県建設会館2F	TEL 023-622-6625 FAX 0120-027-246
福島支店	〒960-8061 福島市五月町4番25号 福島県建設センター4F	TEL 024-523-2356 FAX 0120-027-256
茨城支店	〒310-0062 水戸市大町3丁目1番22号 茨城県建設センター6F	TEL 029-221-3800 FAX 0120-027-306
栃木支店	〒321-0933 宇都宮市築瀬町1958番地1 栃木県建設産業会館3F	TEL 028-639-2388 FAX 0120-027-316
群馬支店	〒371-0846 前橋市元総社町2丁目5番地3 群馬建設会館3F	TEL 027-252-1661 FAX 0120-027-326
埼玉支店	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4丁目3番15号 K・Sビル5F	TEL 048-861-8885 FAX 0120-027-336
千葉支店	〒260-0024 千葉市中央区中央港1丁目13番1号 千葉県建設センター6F	TEL 043-241-6101 FAX 0120-027-346
神奈川支店	〒231-8463 横浜市中区尾上町1丁目6番地 VORT横浜関内Ⅱ 2F	TEL 045-662-8203 FAX 0120-027-356
山梨支店	〒400-0031 甲府市丸の内1丁目13番7号 山梨県建設会館4F	TEL 055-237-8182 FAX 0120-027-366
長野支店	〒380-8537 長野市南石堂町1230番地6 長建ビル4F	TEL 026-226-7520 FAX 0120-027-376
新潟支店	〒950-0965 新潟市中央区新光町7番地5 新潟県建設会館3F	TEL 025-285-7151 FAX 0120-027-386
富山支店	〒930-0094 富山市安住町3番14号 富山県建設会館4F	TEL 076-441-4356 FAX 0120-027-406
石川支店	〒921-8036 金沢市弥生2丁目1番23号 石川県建設総合センター3F	TEL 076-242-1231 FAX 0120-027-416
福井支店	〒910-0854 福井市御幸3丁目10番15号 福井県建設会館3F	TEL 0776-21-8686 FAX 0120-027-428
静岡支店	〒422-8067 静岡市駿河区南町18番1号 サウスポット静岡15F	TEL 054-202-2484 FAX 0120-027-506
愛知支店	〒461-0008 名古屋市東区武平町5丁目1番地 名古屋栄ビルディング3F	TEL 052-962-3461 FAX 0120-027-516
岐阜支店	〒500-8382 岐阜市藪田東1丁目2番2号 岐阜県建設会館5F	TEL 058-273-2543 FAX 0120-027-526
三重支店	〒514-0003 津市桜橋2丁目177番地の2 三重県建設産業会館5F	TEL 059-226-4880 FAX 0120-027-536
大阪支店	〒541-0043 大阪市中央区高麗橋3丁目4番10号 淀屋橋センタービル12F	TEL 06-6226-5700 FAX 0120-027-546

西建保発第63号
平成31年1月

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤 晴貞 殿

西日本建設業保証株式会社
取締役社長 小池 一郎



平成30年度ゼロ国債工事等に係る公共工事金融保証事業
「ゼロ債金融保証」の実施について

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は、公共工事前払金保証事業につき、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご高承のとおり、国の平成30年度予算においては、公共工事の施工時期等の平準化推進の重要性から、事業は執行されるものの年度内の支払が行われず、いわゆる「ゼロ国債」に係る事業費が計上されております。

これに伴い弊社は、国土交通省からの要請を受け、資金需要の増大が見込まれる年度末の建設会社の資金調達の円滑化を推進し、もって公共工事の適切な施工を確保するため、平成30年度ゼロ国債工事等に係る公共工事金融保証事業「ゼロ債金融保証」を実施することといたしました。

つきましては、貴団体の会員の皆様に対してご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本金融保証の内容につきましては、別添「ご案内」等をご参照いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

平成30年度ゼロ国債工事等に係る公共工事金融保証事業
「ゼロ債金融保証」のご案内



平成31年1月

 西日本建設業保証株式会社

建設企業の皆様へ

公共工事の前払金保証につきましては、平素よりご利用をいただき誠にありがとうございます。

さて、本年度中に前払金等工事代金の支払いがなされない、いわゆるゼロ国債工事等を受注された建設企業の皆様にとりましては、本年度分の工事着工資金の調達に関心をもたれているところとご推察申し上げます。

当社といたしましては、国土交通省から要請を受け、建設企業の資金調達の円滑化と公共工事の適切な施工を確保するため、平成30年度ゼロ国債工事等に係る公共工事金融保証事業「ゼロ債金融保証」を実施することとしました。

皆様のお役に立てればと存じますので、ご利用をお待ちしております。

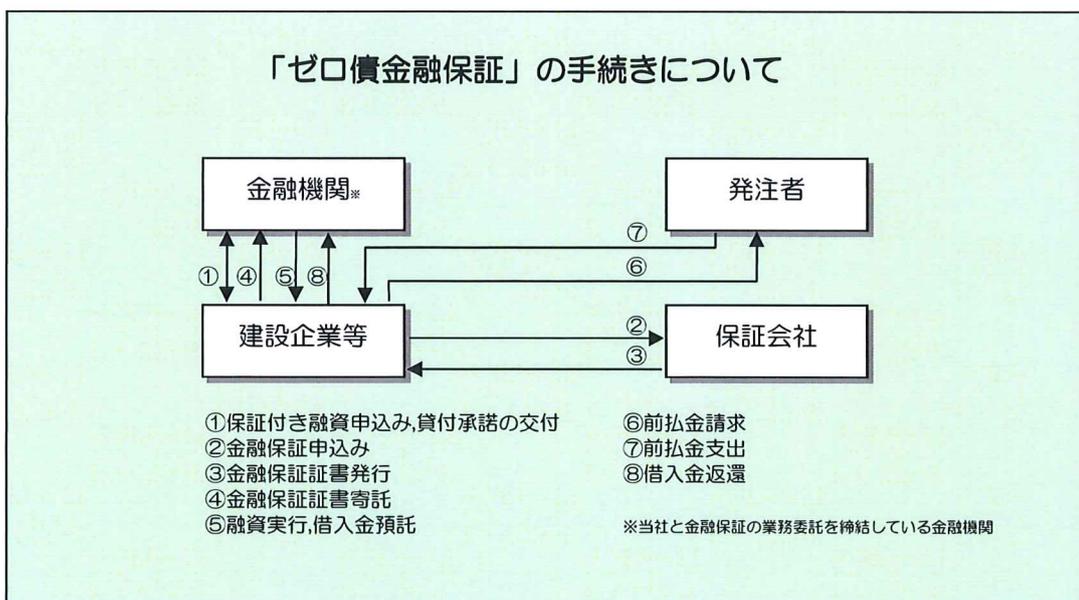
1. 「ゼロ債金融保証」とは

建設企業の皆様が受注したいわゆるゼロ国債工事等に係る公共工事の施工に必要な着工資金を、金融機関から融資を受ける場合、当社がその債務を保証するものです。

2. 今回対象となる工事

平成30年度に発注者と請負契約を締結した公共工事で、当該年度中に前払金等の支出を伴わない工事が対象となります。

なお、保証金額については平成31年度に発注者から支出される予定の前払金の額の範囲内となります。



3. お申込みの前に

「ゼロ債金融保証」をご利用いただくには、以下の条件を満たしていることが必要となります。

- ① 平成31年度に前払金の支出が予定されている工事であること。
- ② 低入札価格調査等の対象となった工事でないこと。
- ③ 当該公共工事の施工に係る資金の融資について、別に定める金融機関※から（当社の金融保証を条件として）貸付の承諾が得られること。

※「別に定める金融機関」とは、当社と金融保証の業務委託契約を締結している金融機関となります。詳細につきましては、当社の各支店にお問い合わせください。

（注）本制度のご利用にあたっては、金融機関ならびに当社の審査があり、お客様のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

4. 保証手続き

（1）保証申込書類

- ① 保証申込書兼貸付承諾書
 - ② 請負契約書（写）
 - ③ 借入金用途内訳明細書
 - ④ その他必要書類（償還計画書等）
- ・保証申込書等、当社に提出された書類に事実と異なる記載があると当社が認めた場合には、保証をお断りする場合があります。

（2）借入金の預託

借入金は、金融保証専用の普通預金口座に入金されます。

（3）保証料率

保証料率 日歩3厘（年利換算1.095%）

保証料（借入金額×貸付実行日から償還日までの日数×0.00003）

- ・ただし、保証契約の際には保証契約日から保証期限までの日数で算出した額を受け取り、借入金の償還後精算いたします。

（4）貸付利率（借入金に対する金利）

金融機関所定の利率となります。

（5）借入金の返済方法

後日、当該工事より支出される前払金でご返済いただきます。

（6）その他

「ゼロ債金融保証」をご利用になられた工事についても「地域建設業経営強化融資制度」のご利用が可能※です。詳細につきましては当社の各支店にお問い合わせください。

※同制度を導入している発注者の工事に限ります。

支店一覧

西日本建設業保証株式会社

東京支店	〒103-0027 東京都中央区日本橋3丁目8番14号(日本橋ビル5F)	TEL FAX	03(6848)5671 0120(504)151
名古屋支店	〒450-0002 名古屋市中村区名駅2丁目45番7号(松岡ビル5F)	TEL FAX	052(561)0071 0120(880)526
大阪支店	〒550-0012 大阪市西区立売堀2丁目1番2号(建設交流館4F)	TEL FAX	06(6543)2711 0120(504)160
滋賀支店	〒520-0801 大津市におの浜1丁目1番18号(滋賀県建設会館2F)	TEL FAX	077(522)7034 0120(504)161
京都支店	〒604-0835 京都市中京区御池通高倉西入高宮町200(千代田生命京都御池ビル3F)	TEL FAX	075(222)0221 0120(504)162
奈良支店	〒630-8227 奈良市林小路町8番地の1(ニッセイ奈良若草ビル4F)	TEL FAX	0742(22)8093 0120(504)164
和歌山支店	〒640-8155 和歌山市九番丁15番地(九番丁MGビル2階)	TEL FAX	073(433)0115 0120(242)488
兵庫支店	〒651-0088 神戸市中央区小野柄通4丁目1番22号(アーバンエース三宮ビル6F)	TEL FAX	078(291)8755 0120(504)165
鳥取支店	〒680-0022 鳥取市西町2丁目310番地(鳥取県建設会館2階)	TEL FAX	0857(23)3481 0120(504)152
島根支店	〒690-0048 松江市西嫁島1丁目3番17号(島根県建設業会館2F)	TEL FAX	0852(25)5252 0120(262)302
岡山支店	〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号(岡山建設会館3F)	TEL FAX	086(231)1251 0120(504)167
広島支店	〒730-0037 広島市中区中町8番18号(広島クリスタルプラザ8F)	TEL FAX	082(243)3343 0120(504)168
山口支店	〒753-0074 山口市中央4丁目5番16号(山口県商工会館4F)	TEL FAX	083(922)2043 0120(504)170
香川支店	〒760-0026 高松市磨屋町6番地4(香川県建設会館6F)	TEL FAX	087(822)1611 0120(242)833
徳島支店	〒770-0931 徳島市富田浜2丁目10番地1(徳島県建設センター4F)	TEL FAX	088(626)3223 0120(109)440
愛媛支店	〒790-0001 松山市一番町3丁目3番地3(菅井ニッセイビル7F)	TEL FAX	089(941)4660 0120(504)171
高知支店	〒780-0870 高知市本町4丁目2番15号(高知県建設会館3階)	TEL FAX	088(822)6022 0120(504)172
福岡支店	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東3丁目14番18号(福岡建設会館4F)	TEL FAX	092(441)1765 0120(504)173
佐賀支店	〒840-0801 佐賀市駅前中央1丁目4番8号(太陽生命佐賀ビル4F)	TEL FAX	0952(22)0335 0120(504)175
長崎支店	〒850-0874 長崎市魚の町3番33号(長崎県建設総合会館1F)	TEL FAX	095(824)5260 0120(504)176
熊本支店	〒862-0976 熊本市中央区九品寺4丁目6番4号(熊本県建設会館3F)	TEL FAX	096(364)1155 0120(504)178
大分支店	〒870-0046 大分市荷揚町4番28号(大分県建設会館3F)	TEL FAX	097(535)2070 0120(504)179
宮崎支店	〒880-0001 宮崎市橋通西2丁目4番20号(アクア宮崎ビル2F)	TEL FAX	0985(24)5656 0120(553)835
鹿児島支店	〒890-8512 鹿児島市鴨池新町6番10号(鹿児島県建設センター4F)	TEL FAX	099(257)2722 0120(504)180
沖縄支店	〒901-2131 浦添市牧港5丁目6番8号(沖縄県建設会館3F)	TEL FAX	098(876)1981 0120(441)455